平成１９年（排）第２３号

排　除　命　令　書

埼玉県上尾市宮本町４番２号
株式会社ベルーナ
同代表者　代表取締役　安野　清

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　株式会社ベルーナは，一般消費者に販売した「カビストップ不思議な湯おけ」と称する浴室用の洗桶（以下主文において「不思議な湯おけ」という。）及び「イオンパワーキッチン桶」と称する台所用の洗桶（以下主文において「イオン桶」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，次の事項を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1) 不思議な湯おけについて，一般消費者に配布した平成１８年２月２２日発行の「ハナマルクラブ」と称する通信販売用カタログに掲載した広告において行っている，不思議な湯おけを浴室に置くだけで，当該商品から発生する銀イオンにより浴室内のカビの発生を抑制するかのように示す表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨

(2) イオン桶について，一般消費者に配布した平成１８年２月２２日発行の「素敵な生活」と称する通信販売用カタログに掲載した広告において行っている，イオン桶を台所で使用するだけで又はイオン桶にくんだ水を台所シンクに流すことにより，当該商品から発生する金属イオ

ンにより台所のシンク内のカビやぬめりを抑制するかのように示す表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨

2　株式会社ベルーナは，今後，不思議な湯おけ及びイオン桶又はこれらと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を構じ，これを自己の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　株式会社ベルーナは，今後，不思議な湯おけ及びイオン桶又はこれらと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第１項と同様の表示をしてはならない。

4　株式会社ベルーナは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1 (1)　株式会社ベルーナ（以下「ベルーナ」という。）は，肩書地に本店を置き，家庭用雑貨品等の通信販売業を営む事業者である。

(2)　ベルーナは，平成１６年２月ころ以降，卸売業者から，埼玉県草加市所在の株式会社三恵精機（平成１８年８月１０日までは有限会社三恵精機製作所との商号）が発売元となっている浴室用の洗桶を仕入れ，これに「カビストップ不思議な湯おけ」との商品名（以下「不思議な湯おけ」という。）を付けて，同社が発行する「ハナマルクラブ」と称する通信販売用カタログ等に当該商品の広告を掲載し，また，平成１８年２月ころ以降，卸売業者から，栃木県足利市所在の株式会社ナルプラが製造する台所用の洗桶を仕入れ，これに「イオンパワーキッチン桶」との商品名（以下「イオン桶」という。）を付けて，同社が発行する「素敵な生活」と称する通信販売用カタログ等に当該商品の広告を掲載し，これらを一般消費者に配布し，これらを見た一般消費者から電話，はがき又はファクシミリにより注文を受け付けるなどして，当該商品を販売していた。

2 (1) ベルーナは，不思議な湯おけについて，平成１８年２月２２日発行の前記１(2)の「ハナマルクラブ」に掲載した広告（別添写し１）において，「面倒なカビ掃除不要!!」，「浴室に置くだけでカビの発生を抑制!!」，「見た目は普通の洗面器ですが、驚くべきパワーを発揮。新技術ＧＨＡにより、抗菌効果を持つ銀イオンが本品から浴室全体に放出され、カビの発生を抑制します。カビ掃除が不要になって大助かり!」，写真を２枚掲載の上「新技術ＧＨＡ　何もしないとスグにカビが発生　魔法の湯おけを使用するとキレイ」，「新技術ＧＨＡにより、抗菌効果を持つ銀イオンを浴室全体に放出。カビの発生を抑え、浴室はピカピカ。」と記載することにより，あたかも，不思議な湯おけを浴室に置くだけで，当該商品から発生する銀イオンにより浴室内のカビの発生を抑制するかのように示す表示をしている。

(2)　ベルーナは，イオン桶について，平成１８年２月２２日発行の前記１(2)の「素敵な生活」に掲載した広告（別添写し２）において，「強力なイオンパワーで、シンク周りのカビ・ぬめりを抑制！」，「抗菌・防カビの理由　強力な抗菌仕様の桶に汲んだ水をシンク周りに流すと、発生するメタルイオンの力でキッチン周りのぬめりや細菌を抑制します。」，「食器の洗い桶として使うだけで、キッチンシンクや排水口のぬめりやカビ、雑菌を抑えて清潔に保てます。」と記載することにより，あたかも，イオン桶を台所で使用するだけで又はイオン桶にくんだ水を台所シンクに流すことにより，当該商品から発生する金属イオンにより台所のシンク内のカビやぬめりの発生を抑制するかのように示す表示をしている。

3　公正取引委員会は，前記２の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，ベルーナに対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，ベルーナは，当該期間内に資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

4　本件について，公正取引委員会が調査を開始したところ，ベルーナは，平成１８年１０月１日ころ以降，不思議な湯おけ及びイオン桶の販売を中止している。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，ベルーナが行っている表示は，景品表示法第４条第２項の規

定により，不思議な湯おけ及びイオン桶の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年６月２９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃